

平成30年 5月24日

第 112 回 遠野市農業委員会総会議事録

第112回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年5月14日
告示番号 遠野市農業委員会告示第6号
会議年月日 平成30年5月24日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 7番 新田佐悦

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹
次長兼農業振興係長 菊池 今英
副主幹兼農地係長 千葉 芳治

本日の案件 第112回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3第1項に係る専決処分
報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願に係る専決
処分の報告について
議案第8号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する
可否決定について
議案第9号 農用地利用集積計画の決定について
議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定に
ついて
議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定に
ついて
議案第12号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第13号 平成29年度遠野市農業委員会業務報告書について
協議第1号 平成30年度全国農業新聞普及推進計画について

開会時刻 午前9時30分

議 長	<p>それでは時間になりましたので始めたいと思います。本日はお忙しい中お集まりいただきましてご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいります、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を9番、綱木秀治委員にお願いします。</p> <p>〔遠野市農業委員会憲章〕朗唱により記載省略〕</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第112回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。7番、新田佐悦委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議 長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。 4月22日、平成30年度農事組合法人遠野こがらせ農産通常総会に出席してございます。もう第5回目でございます。 4月26日、平成29年度遠野地域農業機械銀行通常総会に参加してございます。 4月27日、農事組合法人宮守川上流生産組合平成29年度第14回通常総会。 5月1日、遠野市農業再生協議会監査会。 5月15日、平成30年度遠野市農業再生協議会通常総会。 5月15日、同じ日ですが、遠野市農林水産振興協議会監査会。 5月18日、農業委員会会長・事務局長研修会及び会議が盛岡市で開催されて、出席してございます。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局長	<p>それでは、説明いたします。今、会長の方から報告いただいたそれ以外のところを説明いたします。 5月2日、第3回運営委員会を開催いたしました。 5月9日、農地利用状況調査、随時の農地パトロールを実施いたしました。●●町の●●●●を調査しました。 5月10日、農地法等申請締切日。 5月15日、農地転用等現地確認調査を行いました。5月17日も農地転用等現地確認調査。 5月18日、平成30年度遠野市農林水産振興協議会総会が開催されまして、会長職務代理者が出席しております。 5月18日、市農林課と相談して行う地域推進班会議の土淵地区が開催されました。農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、事務局が出席しております。 5月21日、農地利用状況調査。5月9日の農地利用状況調査の補足調査を実施しております。●●町の●●●●であります。 5月22日、第4回運営委員会を開催しました。 5月24日、本日、第112回遠野市農業委員会総会。そして、第1回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会を行う予定であります。 5月25日以降の主な行事予定でございます。 5月27日、平成30年度農事組合法人遠野かみごう農産総会が開催されます。 5月30日、平成30年度全国農業委員会会長大会及び本県選出国會議員への要請活動。東京都で開催されます。会長が出席されます。 6月1日、市農林課と相談して行う地域推進班会議（小友地区と遠野地区）が開催されます。4日が青笹地区、5日が宮守地区と松崎地区、7日が上郷地区。 6月8日、第12回遠野市集落営農組合連絡協議会総会が開催されます。会長が出席の予定です。 6月13日、地域推進班会議（達曾部地区）が開催されます。</p>

	<p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、当該する委員はその議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p> <p>【日程第1】 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め議事録署名人に10番、多田靖志委員、11番、佐々木義弘委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
副 主 幹	<p>5ページでございます。第112回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第3条、今月計7件、23,425㎡。 利用集積、今月計21件、115,183.68㎡。 法第4条、今月計2件、2,707㎡。 6ページでございます。</p> <p>法第5条、今月計6件、2,804㎡。 適用外、今月計8件、2,955㎡。 法第18条第6項、なし。 以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】 続きまして日程第2、議案第8号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副 主 幹	<p>7ページでございます。議案第8号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、2番、今までもお互いに交換して使用していたものですが、交換の所有権移転登記の手続きをしていなかったということで今回申請書が提出されたものです。</p> <p>番号3番、親子間による父から子への生前一括贈与でございます。</p> <p>番号4番、5番の交換につきましても、今までもお互いに交換して使用していたものですが所有権移転登記の手続きをしていなかったということで今回申請書が提出されたものです。</p> <p>番号6番、譲受人が、平成30年2月の総会で農地の譲受及び貸借について許可された新規就農された方で、16ページの議案第12号番号6番と関連しておりますが、今回申請の譲り受ける農地については農地の中に道路で使用している部分があり道路部分が分筆し、今回道路部分を除いた農地部分の所有権移転の申請書が提出されたものです。贈与です。</p> <p>8ページでございます。</p> <p>番号7番、現在の譲受人に耕作してもらっていたとのことであり、今回贈与による所有権移転の申請書が提出されたものです。なお、譲渡人と譲受人は叔父、甥の関係でございます。</p> <p>以上7件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。</p> <p>●●●地区担当委員お願いします。</p>

16 番委員	16 番、小向です。5月15日、農業委員1名、農地利用最適化推進委員2名、事務局3名の計6名で現地調査をいたしました。事務局の説明のとおり、以前から、手続きは済んでいなかったのですが交換して土地を利用していたということで、それを正式に手続きをするということで何ら問題がないことを確認いたしました。よろしく願いいたします。
議長	●●地区担当委員お願いします。
15 番委員	15 番、菊池です。 4番、5番につきましては交換で、この部分につきましては間違っして届出をしていたというのありまして、今現在農地ということで野菜の作付けをしております何の問題もないかなと思っております。 6番の贈与であります、事務局で説明のあったとおりの家を買った部分での測量等で分かったということでありまして、周りが農地ということもありましてこれについても問題ないと思っております。 以上でございます。
議長	●●地区担当委員お願いします。
10 番委員	10 番、多田です。5月17日、事務局3名、最適化推進委員2名、農業委員1名で現地を確認しております。事務局の説明どおり、何ら問題ないなど見ておりました。
議長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第3】 続きまして日程第3、議案第9号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	9ページでございます。議案第9号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。遠野市長より遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は21件で、内訳は利用権設定の新規が9件、更新が11件、所有権移転が1件でございます。所有権移転は平成30年3月の第110回総会議案第105号において、あっせん人を指名した件の売買が成立したことによるものです。 番号1番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定でございます。 番号2番から5番、更新でございます。 番号6番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定でございます。 10ページでございます。 番号7番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定でございます。 番号8番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定でございます。 番号9番、更新でございます。 番号10番、所有権移転で、売買価格は記載のとおりでございます。 番号11番、更新でございます。

	<p>番号 12 番、新規で、契約期間 5 年の使用貸借権設定でございます。 11 ページでございます。</p> <p>番号 13 番、新規で、契約期間 5 年の貸貸借権設定でございます。</p> <p>番号 14 番、15 番、更新でございます。</p> <p>番号 16 番、新規で、契約期間 5 年の貸貸借権設定でございます。</p> <p>番号 17 番、新規で、契約期間 5 年の貸貸借権設定でございます。</p> <p>番号 18 番、新規で、契約期間 3 年の使用貸借権設定でございます。 12 ページでございます。</p> <p>番号 19 番から 21 番、更新でございます。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 9 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 4】</p> <p>続いて日程第 4、議案第 10 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副 主 幹	<p>13 ページでございます。議案第 10 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番、農家住宅の建築を目的とする農家住宅用地として転用しようとするものです。申請地は 10ha 以上の一団の農地であり第 1 種農地と判断しました。申請者は現在両親、祖父母、妻と子 3 人の 9 人で同居しておりますが、現住宅が老築化しており耐震性がなく耐震改修工事もできる建物でないので早急に住宅を建築する必要があることから、新たな場所に農家住宅を建築しようとするものです。また、建築関係の仕事をしていることから、建築関係の道具と農機具を保管する物置が必要であるものでございます。現在の住宅敷地内は新築に必要な面積が不足すること、また、現在居住している住宅や小屋を農作物の出荷作業等で継続して使用することとでございます。第 1 種農地は原則不許可ですが農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため、例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号 2 番、太陽光発電設備設置を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない第 2 種農地と判断しました。申請地は北側、西側が山林に接している休耕地となっております。申請者は休耕地の有効利用を目的に太陽光発電設備を設置しようとするものです。なお、■■■■から系統連携確保通知、および経済産業大臣からの再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けております。第 2 種農地は第 3 種農地に立地困難等な場合で、代替地が無い場合許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判</p>

番号2番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は10ha以上の一団の農地であり第1種農地と判断しました。申請者は現在妻と子2人の4人で借家暮らしをしておりますが、実家には祖母、両親、兄弟が生活しており同居するには手狭となっております。夫婦共働きのため、育児をする上で両親の協力が得られる環境を整える必要があったことから、両親の住む実家周辺に新たに住宅を建築しようとするものです。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

番号3番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は現在妻と子2人の4人で借家暮らしをしておりますが、借家が手狭になったこと、および今後両親の面倒を見て行くことになったため、両親の家の近くに住宅を建築しようとするもので、父が所有する土地で贈与を受ける予定であり立地及び経済的な面で適していることから当申請地を適地としたものであり、農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

番号4番、コインランドリーの建築を目的とするその他建物用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第3種農地と判断しました。申請者は、コインランドリーの利用者が増加し、地域の利便性の向上を図るためコインランドリーを建築しようとするもので、自宅の隣接地であることから管理するうえでも便利なため当申請地を適地としたもので、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

番号5番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は10ha以上の一団の農地であり第1種農地と判断しました。申請者は現在義理の祖父、義理の両親、義理の兄、妻と子供2人の8人で妻の実家に同居しておりますが、子供の成長を考えるとこのまま同居を続けるのは手狭となるため、新たな場所に住宅を建築しようとするものです。なお、育児をする上で両親の協力を得られる環境を考えていること、また、農業を手伝うことと、将来義理の両親の介護もできる場所として現住居の周辺に新たに住宅を建築しようとするものです。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

15 ページでございます。

番号6番、駐車場の整備を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は建設工事の作業場として取得する倉庫の車両置き場を隣接地に整備しようとするもので、新たに取得する作業場には作業に使用する機材等の車両による搬出入が必要であり、作業効率を考慮すると隣接地に車両置き場が必要なため当申請地を適地としたものです。第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等で代替地が無い場合許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。
●●地区担当委員をお願いします。

8番委員

8番、河内です。5月15日に委員2名、推進委員2名、事務局3名で確認を行いました。倉庫、駐車場として利用するということとなりますが現状使用の倉庫部分とまた別の場所で、■■■■のちょうど向かい側にある場所です。隣接しているのがアパート

	と一般住宅というところでの使用されていない場所ということでありまして、事業計画がきちんと出ているということで何ら問題ないと確認してまいりました。以上です。
議 長	はい、ご苦労様でした。続きまして●●地区担当委員お願いします。
1 番 委 員	1 番、菊池です。5 月 15 日に推進委員 3 名、農業委員 2 名、事務局 3 名で現地確認してきました。事務局の言われたとおり、確認して何ら問題ないと判断してきましたのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	2 番、3 番、4 番、一緒ですか。
1 番 委 員	はい。
議 長	次に●●地区担当委員お願いします。
14 番 委 員	14 番、田中です。5 番の案件ですが、15 日に先ほどの人数で確認しました。貸出人の家のすぐ下の田です。事務局の説明どおり何ら問題ないかなと思います。よろしくをお願いします。
議 長	●●地区担当委員お願いします。
6 番 委 員	6 番、佐々木です。6 番についてご報告します。15 日に農業委員 2 名、推進委員 3 名、事務局 3 名で確認してまいりました。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。場所は以前●●町にある■■■■の施設として使われていた建物の裏の部分にあります。周囲の農地に何ら影響はないと考えておりますので、よろしくお願いたします。
議 長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。
9 番 委 員	9 番、綱木です。4 番の案件で、コインランドリーになっていますけれども、この●●●●は場所的にどの辺なのでしょう。
1 番 委 員	■■■■ありますよね、■■■■の所から■■■■の方に入って、その角の所、表が■■■■になっていてその裏側です。それで■■■■の駐車場と■■■■を挟んだ道路のところにあります。
議 長	その他質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 11 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 6】 続いて日程第 6、議案第 12 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副 主 幹	16 ページでございます。議案第 12 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定につ

	<p>いて、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、亡父が昭和63年に隣接地の土地と併せて居宅を建築し現在に至ってしまったものです。今回相続登記した際に土地をチェックしたところ農地であることが判明したとのことであり、当時亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものであります。</p> <p>番号2番、平成2年に農地転用許可を受けて事業を実施したのですが、地目変更登記を行わないでしまっていたもので、今回土地等の処分を検討しているとのことで、当時の農地転用許可書を紛失したことから適用外証明願の提出があったものです。</p> <p>番号3番、亡祖父が昭和46年に居宅を建築し現在に至ってしまったものです。今回相続登記した際に土地をチェックしたところ農地であったことが判明したとのことであり、当時亡祖父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったものと思われるものであります。</p> <p>番号4番、父が昭和46年に物置を建築し現在に至ってしまったものです。金融機関から抵当権の設定をされた際に農地であることが判明したものであり、父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためのものです。</p> <p>番号5番、亡父が昭和45年に居宅を建築し現在に至ってしまったものです。今回現居宅の隣接地に家を新築するため土地の調査をしたところ農地であることが判明したとのことであり、当時亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものであります。</p> <p>番号6番と7番は隣接する土地で、関連でございます。番号6番は、昭和2年に前所有者の亡祖父が隣接地に居宅を建築し通路として利用し現在に至ってしまったものです。番号7番は、昭和2年頃から隣接する住宅への通路として利用させ現在に至ってしまったものです。土地の譲渡に伴い土地を調査したところ農地であることが判明したものであり、番号6番は当時居宅の前所有者の亡祖父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるもの、番号7番は申請人の亡祖父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものでございます。</p> <p>番号8番、平成元年に前所有者の別家の方が居宅を増築し現在に至ってしまったものです。現在は別家の方は市外に転居され空き家となっておりますが、今回新たに居住される方が見つかり土地等を調査したところ判明したということであり、当時別家の方が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>以上8件、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当員をお願いします。</p>
8 番 委 員	<p>8番、河内です。</p> <p>1番ですけれども記載されているとおりの手続きがされていなかったということで相続のことがあって判明したということで実際面積は半分ほどということです。場所は■■■の方から来ますと■■■がありますけれども、ちょうど下側にあります。全くの住宅地です。</p> <p>続きまして2番、■■■町の■■■■の営業しておりました土地です。借家という形で、現状は建屋とアスファルトの駐車場で宅地と確認させていただきました。</p> <p>委員2名、推進委員2名、事務局3名で確認いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>続きまして●●担当委員をお願いします。</p>
9 番 委 員	<p>9番です。先月の総会でも出ました同じ方の案件です。場所は■■■の川を挟んで向かい側の所です。先月の総会で叔母さんの土地が農地であったということで、今回はそのすぐ脇の37㎡ということで、これも農地だったということです。この周りが全部宅地です。何ら問題ないと思います。</p>
議 長	<p>●●地区担当委員をお願いします。</p>

<p>15 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>15 番、菊池です。15 日に農業委員 2 名と推進委員 3 名、事務局 3 名で確認しております。</p> <p>4 番ですが、これについては住宅に隣接しておりまして、一体化されていることもありまして、問題ないかと思えます。</p> <p>5 番ですが、事務局から説明ありましたとおり新築するというので、前回は受けましたけれども、それで発覚しましたが、家がもう建っているのですが住所がその前に建てた部分でありまして、その住所をそのまま使っていて分からなかったということですので。もう住居ということで問題ないかなと思えます。</p> <p>6 番、7 番ですが、事務局の説明のとおり道路ということで、そこしか家に入るところがないということもありまして、その周りは農地ということでもありますけれども何ら影響はないと確認しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>●●地区担当委員をお願いします。</p>
<p>10 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>10 番、多田です。5 月 17 日、事務局 3 名、推進委員 2 名と私で現地を確認しました。事務局が説明したとおりでございます。宅地と判断してまいりました。</p> <p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 12 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>【日程第 7】</p> <p>続いて日程第 7、議案第 13 号、「平成 29 年度遠野市農業委員会業務報告書について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>議案第 13 号、平成 29 年度遠野市農業委員会業務報告書について、別紙のとおりご報告いたします。業務報告書をご覧ください。まず、開きますと「遠野市農業委員会憲章」がございます。次のページは目次が載っております。概要から参考資料まで。</p> <p>それでは 1 ページをご覧ください。先ず概要。</p> <p>7 年が経過した東日本大震災や平成 28 年 8 月本県に襲来した台風 10 号大雨被害の復旧に係る継続的な支援策について、平成 29 年度岩手県農業委員会大会で決議し、岩手県知事へ要請した。</p> <p>一方、TPP（環太平洋連携協定）については、日本やオーストラリアなど米国を除く 11 カ国が参加し、チリの首都サンディアゴで、平成 30 年 3 月 8 日（日本時間 9 日未明）「TPP11」の文書に署名した。また、本年 7 月 6 日には、日本と EU が経済連携協定（EPA）の大枠合意に至っている。</p> <p>これら TPP11、EPA の国内対策として、日本政府は、「総合的な TPP 等関連政策大綱」を踏まえ平成 28 年 11 月に取りまとめた「農業競争力強化プログラム」により、農業の成長産業化、競争力強化に向けた施策を講じている。しかし、影響が懸念されることから長期的な対策が求められている。</p> <p>このような中、遠野市農業委員会は、平成 30 年 3 月 2 日から農業委員 19 人、農地</p>

利用最適化推進委員 26 人の計 45 人の新体制に移行した。これは、平成 28 年 4 月 1 日施行の「農業委員会等に関する法律」一部改正により実施されたもので、「農地の利用の最適化の推進」が必須業務となっている。

また、「耕作放棄地ゼロ」を目指し食糧自給率を強化するため、農地の利用状況を把握し、無断転用や農地の荒廃化を防ぐことを目的に農地パトロールを実施した。さらには、担い手への農地の利用集積を進めるため市と連携しながら農地中間管理事業の周知を図るとともに平成 24 年度に 11 地域で策定した「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」の計画の見直しを推進するなど、担い手の育成に努めてきた。

農業委員会内部活動としては、自主研修の開催及び各種研修会への積極的な参加など、農業委員会業務の品質向上に努めるとともに、全国農業新聞の普及拡大、農業者年金の加入推進、家族経営協定の締結推進に努め、活動の「見える化」を図ってきた。また、「全国農業新聞」普及拡大については、農業委員 1 人 1 部以上普及の目標を定め取り組み、当農業委員会は全国農業新聞普及優秀農業委員会・団体表彰を受賞した。

- 1 農政活動の取組み、前回とほとんど同様であります。
- 2 地域の農地と担い手を守り活かす運動、前回とほとんど同様であります。
- 3 農業者年金の加入促進、前回とほとんど同様であります。
- 4 家族経営協定の推進、前回とほとんど同様であります。
- 5 情報事業の推進、前回とほとんど同様であります。
- 6 農業委員会組織・活動の改革推進。

農業振興地域の変更等に関して市長から意見聴取があった案件等、重要案件については、総会を円滑に進行するため、あらかじめ農地専門委員会で現地確認をしながら合議して総会に報告するとともに、農地法関係議案の調整等を行った。

また、農政専門委員会は、各種農政課題に対して知識を高めるため会議を開催した。

平成 28 年 4 月 1 日に改正農業委員会法が施行されたことに伴い、平成 30 年 3 月 2 日から農業委員 19 人、農地利用最適化推進委員 26 人の計 45 人の新体制に移行した。後は概要を説明していきます。

3 ページは予算の執行状況となっております。歳入、歳出。予算額 57,137,000 円。決算額 56,858,773 円。

4 ページは会議・研修会の開催状況。(1) 総会です。98 回の総会は昨年 4 月 25 日に開催された議案 1 号の内容から 99、100、101、次のページで 102、103、104、105、6 ページに 106、107、108、109、そして 7 ページに 109、110 と、農業委員会総会の議案等内容を記載してございます。8 ページは (2) 農地専門委員会。農地専門委員会は 2 回開催しております。昨年の 6 月 12 日と 11 月 20 日に開催しております、議題は以上のおりです。(3) 農政専門委員会は 2 回、昨年の 7 月 13 日と今年の 3 月 19 日に開催しております、議題につきましては以上のおりです。(4) 家族経営協定推進会議は 2 回開催しております。昨年 6 月 12 日と 11 月 22 日に開催しております。内容については以上のおりです。(5) 上閉伊地方農業委員会連絡会は 4 回開催しております。昨年 7 月 12 日はたかむろ水光園、8 月 4 日は合同庁舎、10 月 4 日はあえりあ遠野、10 月 31 日は大槌町で開催しております。9 ページをご覧ください。(6) 農業委員会研修会、大会参加等です。5 月 29 日には全国農業委員会会長大会が東京で開催されました。9 月 4 日に北上市で農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会が開催されております。11 月 10 日、県農業委員会大会。11 月 17 日は市の農業委員会研修で菊池市に行っております。11 月 24 日、第 1 回農業委員会研修会。11 月 28 日、第 9 回農林水産振興大会。11 月 29 日は東京都で年金加入推進セミナーが開催されております。10 ページ、(7) 女性農業委員業務検討会及び活動。昨年 6 月から今年 3 月まで、遊休農地解消事業に伴うエゴマ育苗管理等女性農業委員中心に活動しております。5 月 25 日、7 月 25 日、8 月 25 日、9 月 25 日、女性農業委員業務検討会を開催しております。9 月 28 日、農地・農業に関する勉強会。11 月 1 日は大船渡市でいわてポラーノの会「女性農業委員・農地利用最適化推進委員登用要望」を行いました。11 月 8 日、花巻市と北上市で Y・Y・Y 視察研修。11 月 27 日、いわてポラーノの会「女性農業委員・農地利用最適化推進委員登用要望」。そして今年 2 月 14 日、盛岡市で平成 30 年度いわてポラーノの会第 1 回理事会が開催されております、佐々木恵美子委員が出席されております。

議 長	<p>ここで暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	再開します。
事 務 局 長	<p>それでは 11 ページをご覧ください。総会別記でございまして、扱った処理件数を載せております。合計で 739 件、議案等として処理しております。</p> <p>12 ページです。3 農地関係事業です。(1) は農地、農地法許可申請処理状況は 14 ページと 15 ページの表 1 のとおりです。農地法第 3 条、第 4 条、第 5 条の処理状況が載っております。農地移動状況については 16 ページ表 2 のとおりです。農地法順守励行に努めました。農地相談の実施もいたしました。(2) 農地法第 3 条による賃貸借のストック面積です。平成 22 年度から 29 年度までの件数、面積と賃借料を示しております。ここで訂正がございまして、28 年度の欄の合計面積が 7,270,725 となっておりますが、7,281,678 になります。続きまして、29 年度の合計面積も 7,291,847 を 7,302,800 に訂正をお願いします。(3) 農地法の下限面積緩和及び一般法人等の農地取得における農地法許可申請件数です。このとおりになっております。27 年度、28 年度、29 年度を示しております。(4) 農地パトロールの実施です。7 月 25 日に農地パトロール出発式を行いました。そして 7 月 27 日から 8 月 8 日までパトロール実施しております。A 分類(再生利用が可能)は 5.24ha、小数点第 3 位以下は切り捨てました。B 分類(再生利用が困難)が 26.52ha。13 ページご覧になってください。賃借料の情報であります。平成 29 年 1 月 23 日に公表した内容を載せております。(6) 農地移動適正化あっせん事業は 3 回行いまして合計 5 筆、27,853 m²、8,250,000 円でございました。(7) は諸証明並びに処理状況です。合計で 906 件処理しております。</p> <p>17 ページをご覧になってください。農地転用許可に係る面積等の推移についてで、29 年度の状況を示したものです。件数が 53 件、面積が 75,825 m²です。多いのはその他施設です。18 ページは過去 5 年間の状況です。(1) 件数と (2) 面積、(3) 転用目的の状況で平成 25 年度から 29 年度までの数値が載っております。19 ページは面積、件数の構成比等が載っております。下はグラフであります。その他用地が増えているという状況にあります。20 ページが面積の構成比であります。</p> <p>21 ページをご覧になってください。4 の農政関係事業であります。(1) は平成 29 年度岩手県農業委員会大会が開催された内容、その際の地元農業委員会団体からの要請決議の内容を記載してございます。担い手への農地利用集積施策の改善方策、担い手・経営体策、中山間等地域対策、食育の充実と安全・安心対策の推進、「多様な農業の共存」を基本とする国際農業交渉、消費税引き上げなど税制改正等に対する対策、東日本大震災津波・原発事故への対応と自然災害への備え、ということで要請しております。(2) 第 9 回遠野市農林水産振興大会は 11 月 28 日に開催されました。それらの内容が載っております。25 ページ、26 ページは提出された課題及び意見ということで記載しております。有害鳥獣被害対策、経営所得安定対策、担い手対策、原発事故による放射能汚染対策、松くい虫被害対策について、六次産業推進対策、外来生物対策であります。</p> <p>27 ページをご覧になってください。5 の農業経営基盤強化促進事業の内容を記しております。(1) 利用権設定促進事業です。このような件数と面積でございました。平成 29 年は件数が 1,092、面積が 2,223,261 m²となっております。</p> <p>6 農地中間管理事業であります。29 年度は 9 件、面積が 775,186 m²となっております。</p> <p>28 ページです。7 農業労賃標準額設定。2 月 2 日に遠野地域農業機械銀行・作業料金検討会をしてございまして、その内容を第 108 回農業委員会総会で審査し農家に配布しております。</p> <p>8 地域の農地と担い手を守り活かす運動。この中で (2) 農地の利用状況調査に基づく遊休農地の発生防止及び解消対策の強化のところですが、先般「農地の日」の実践活動として 7 月 25 日に農地パトロール出発式を行い、11 月 1 日から 8 日まで市内 9 か所で農地相談会を実施した、という内容が記されております。</p>

	<p>29 ページをご覧ください。9 農家台帳等補完整備事業を実施しました。</p> <p>10 情報事業ですけれども、(1) 全国農業新聞普及拡大。平成 29 年度の 3 月末現在の実績は部数 289 であります。(2) 農業委員会だより発行ですけれども、年 2 回、9 月と 3 月に発行しております。(3) 遠野テレビ「アスト通信」による周知ですが、9 月 13 日に放送しております。耕作放棄地対策で表彰を受けられた内容等をご紹介しているところであります。</p> <p>30 ページです。11 家族経営協定の普及活動です。平成 29 年度新規締結件数は 6 世帯であります。平成 30 年 3 月末現在の締結件数は 263 世帯であります。</p> <p>12 農業者年金業務です。こちらにつきましては通常加入が 1 名ございました。目標が 4 名ですけれども、加入は 1 名でありました。31 ページは農業者年金被保険者の内訳であります。</p> <p>32 ページ、33 ページは遠野市農業の概要が参考資料としてございます。</p> <p>34 ページをご覧ください。遠野市農業委員会の概要ということで平成 30 年 3 月 2 日後の新体制を記しております。(1) 委員は、農業委員 19 人、農地利用最適化推進委員 26 人の計 45 人です。(2) 委員会構成は以上のとおりです。(3) 委員会役員も以上のとおりです。(4) 家族経営協定推進アドバイザー、農業者年金加入推進部長・班長の内容ですけれども、議長、副議長、部長、編集委員長、副編集委員長の所は*印がついておりましたが、こちらの部分については 3 月 31 日までは決められませんでしたので今後最初の会議で決めて行くことになります。</p> <p>35 ページをご覧ください。委員報酬、事務局の構成。昨年度の構成が記されております。</p> <p>36 ページは農業委員、農地利用最適化推進委員の方々の名簿と担当地区等を載せております。</p> <p>以上のとおりでございます。</p>
議 長	<p>以上で平成 29 年度の業務報告書の説明が終了しました。質疑に入ります。質疑ございますか。今日出されて今質疑というのも難しいですけれども。</p>
12 番 委 員	<p>12 番、鈴木です。質疑といいますか意見ですけれども、昨年も他町、他県からの視察を受けたはずですけれども、そういう部分も載せても良いのではと思います。今年も他市町村から研修視察に来るらしいので、そういう状況も報告書の中に載せても良いのではと思います。</p>
事 務 局 長	<p>それらについては確認して、今回報告書に載せることにしたいと思います。</p>
議 長	<p>補足ですけれども、本年度 7 月に●●から来ますので運営委員さんで対応したいと思います。7 月のいつでしたか。</p>
委 員	<p>26 日です。</p>
議 長	<p>視察関係も報告書に載せるということで進めたいと思います。その他質疑ございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 13 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議	長	<p>【協議事項】 次に協議第1号、「平成30年度全国農業新聞普及推進計画について」協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長		<p>それでは協議第1号、平成30年度全国農業新聞普及推進計画について、説明いたします。協議1は1枚物、それから資料として、岩手県農業会議で進めております30年度の取組方針、農業会議の方に提出する普及推進計画書となっております。</p> <p>協議1の資料ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>1、課題と目標ですが、購読中止の増加、新規申込の伸び悩みにより部数が減少している状況にあります。岩手県全体の購読部数が3,000部を下回った場合、月1度掲載されています岩手県版が廃止されることになってしまいますので、そのためにも普及拡大が必要ということで「農業委員・農地利用最適化推進委員一人一部普及拡大」を目標に普及拡大に取り組むということでございます。</p> <p>2、普及計画でございます。平成30年12月の下限目標ですが、岩手県全体で4,111部、遠野市農業委員会では330部という普及計画になってございます。平成29年12月で330の目標に対して299、1月から12月の年でございますので。次のとおり普及計画を定めるとということで、今年度の普及目標を341部。これは平成30年5月末の購読部数296に農業委員さん、推進委員さん1人1部ということで45部をプラスしまして341部としてございます。前期と後期と記載しておりますけれども、5月は普及計画の会議で6月から7月までが普及強化月間。後期が10月に実績を確認し普及に向けた計画を立てまして11月から1月までが普及取組、といった計画をしているものでございます。裏面に普及活動にあたって地区ごとの「購読者名簿（部外秘）」によって未購読者への推進を図ると。今日の資料には、皆さんに名簿をお渡ししてございます。農業委員さん、新しく推進委員さん1人1部ということで、県の方の資料1の「はじめに」という部分に記載があります。上から3行目位ですが、農業委員会組織の重要な業務であり主たる必須業務に位置付けられている「農地利用の最適化」を効果的に推進するため情報提供活動を活用することが有用であると。そのために農業委員さん、推進委員さん併せて繋がりを深める観点からも重要であるとあります。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
議	長	私からですが、普及するに当たって何かチラシとかありますか。
事務局次長		もう少し時期が経ちますと普及用のグッズとか。
議	長	推進委員さんとかは初めてだから、何かないと、説明するときに。
事務局次長		分かりました。
議	長	それでは進めさせていただきます。質疑ございますか。
議	長	[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号「平成30年度全国農業新聞普及推進計画について」は原案のとおり普及推進することで承認されましたので、委員の皆様には普及推進をよろしく申し上げます。
議	長	<p>【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
議	長	[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長	事務局から。
事務局次長	<p>本日配布しております資料についてご説明いたします。1つ目は活動報告書。5月分の活動報告書ですが、6月11日までにご提出お願いいたします。それから資料の下の方にメールのプリントしたものをお配りしておりますが、内容をご覧になっていただきまして希望の方は事務局までご連絡いただければと思います。それから推進班会議の日程表をお配りしておりますが、若干これから調整中というのがありますが、相談していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。それからポロシャツの件ですが、会議室の隅の方に青い袋で各地区分ご用意してございますので、申し訳ありませんけれども推進委員さんの分をお渡ししていただければと、お願いしたいと思います。それからクールビズですけれども、本年度も6月1日から9月30日まで行われる予定でございますので、市の総務課からの通知が遅れていますが、文書が出ましたら次の総会でお渡ししたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>はい。来月からはクールビズですので、男性の方はネクタイ必要ないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	<p>【閉会】 以上をもちまして、第112回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。</p>
	<p>午前11時閉会</p>
	<p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p>
	<p>平成30年5月24日</p>
	<p>遠 野 市 農 業 委 員 員 10番 _____</p>
	<p>同 11番 _____</p>
	<p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 11番 _____</p>